

ご親族を亡くされたご家族へ(チェックシート)

確定申告等で亡くなった方の個人番号(マイナンバー)が必要な場合があります。マイナンバー通知カード、個人番号カードはしばらく保管しておいてください。

ご親族を亡くされたご家族がされる主な手続には次のようなものがありますので、該当するものがありましたら、関係課所での手続をお願いします。

チェック項目	対象者	手続の内容	必要なもの(チェックしてください)	受付窓口
印鑑登録証 住民基本台帳カード マイナンバーカード パスポート(有効期限内のもの)	該当していた方	返還が必要です。	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> パスポート	市民課 (市役所1階) 36-1532
国民年金・厚生年金	国民年金の加入者 または受給者 厚生年金の加入者 または受給者	未支給年金(国民年金・厚生年金)、死亡一時金、遺族基礎・厚生年金、寡婦年金等の申請が必要です。	各自手続が異なるため、確認が必要です。必要書類をお伝えいたしますので、保険年金課②番窓口へお越しください。 ※請求の権利がある方が来庁されない場合、必要書類を取得するのに請求者からの委任状が必要になることがあります。 ※死亡者、死亡者の生存配偶者の年金証書・年金手帳等があればご持参ください。(請求者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの、通帳をご持参ください。)	保険年金課 (市役所1階) 36-1520 今治年金事務所 32-6141
後期高齢者医療制度	加入していた方	葬祭費等の支給申請が必要です。	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 死亡者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの <input type="checkbox"/> 喪主の方の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 喪主であることが確認できる書類(会葬礼状、葬儀の領収書等) <input type="checkbox"/> 相続人代表者の方の口座番号がわかるもの	保険年金課 (市役所1階) 36-1520
国民健康保険	加入していた方	葬祭費等の支給申請が必要です。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の公的証明(顔写真付き以外のものは2点確認) <input type="checkbox"/> 世帯主及び死亡者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(または国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証) <input type="checkbox"/> 喪主の方の口座番号がわかるもの	保険年金課 (市役所1階) 36-1518
医療受給者証	該当していた方	資格喪失等の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証	保険年金課 (市役所1階) 36-1520
介護保険	被保険者であった方 (65歳以上の方)	資格喪失の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 死亡者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの ※高齢介護サービス費等の支給がある場合は下記のものがが必要です。 (相続人代表者と還付金等を受け取られる方が異なる場合は、委任状が必要です。) <input type="checkbox"/> 相続人代表者の方の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の方との関係がわかる書類(戸籍)	高齢介護課 (市役所1階) 36-1526
障害者手帳(身体・療育・精神)・重度障がい者(児)タクシー利用助成券	該当していた方	障害者手帳(身体・療育・精神)・重度障がい者(児)タクシー利用助成券の返還が必要です。	<input type="checkbox"/> 死亡者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 重度障がい者(児)タクシー利用助成	障がい福祉課 (市役所1階) 36-1527
特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当	該当していた方	資格喪失等の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 死亡診断書(写) その他必要なものについては、窓口にお問合せください。	
児童手当	受給していた方 または対象児童	資格喪失等の手続が必要です。	必要なものについては窓口にお問合せください。	子育て支援課 (市役所4階) 36-1529
児童扶養手当	受給していた方 または対象児童	資格喪失等の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 その他必要なものについては窓口にお問合せください。	
特別児童扶養手当	受給していた方 または対象児童	資格喪失等の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 その他必要なものについては窓口にお問合せください。	
えがお 愛顔っ子応援券(おむつ券)	応援券対象乳児で 残数がある方	残数がある場合は返却が必要です。	<input type="checkbox"/> 応援券	

チェック	項目	対象者	手続きの内容	必要なもの(チェックしてください)	受付窓口
	市県民税	納税されていた方	次に該当する場合は、あらたに納税通知書をお届けすることになりますので、市民税課に『納税代表者』の届出をお願いします。 ①市県民税を給与天引き(特別徴収)していて、退職時に納付すべき市県民税が残っている方 ②市県民税を公的年金から天引き(特別徴収)されている方 ③1月2日以降に亡くなられた方(1月1日現在が基準ですので、前年の収入をもとに新年度の市県民税が課税となります。) ※亡くなった方の、納期未到来分・未納分・新年度課税分の市県民税につきましては、相続人の方に納税していただくこととなります。		市民税課 (市役所2階) 36-1510
	原動機付自転車 (125cc以下)等	所有されている方	引き続き使用される場合 ⇒ 名義変更手続 廃棄される場合 ⇒ 廃車手続	<input type="checkbox"/> 譲渡証明書(相続人) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書若しくは自賠責保険証書など車台番号などがわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人とわかる書類(戸籍) <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書若しくは自賠責保険証書など車台番号などがわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人とわかる書類(戸籍)	
	固定資産税	市内に土地・家屋を所有されている方	法務局で相続登記の手続が必要となります。 相続登記が完了するまでの間、相続人の中から納税に関する代表者を指定していただく必要がありますので、後日お送りする「固定資産現所有者(相続人代表者)指定届」に必要事項を記載の上、資産税課までご提出ください。 (注)この届出は、相続税や相続登記とは何ら関係はありません。 ※未登記家屋については、資産税課で手続が必要となります。		資産税課 (市役所2階) 36-1511
	市営墓地	使用許可を受けていた方(名義人) 納骨する場合	使用許可を受けていた方(名義人)が、死亡された場合は、市営墓地の使用承諾手続(名義変更)が必要です。 市営墓地に納骨するときは、納骨届出をしてください。	手続については受付窓口にお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 火葬許可証 (寺院墓地等に納骨するときは、墓地管理人に提出してください)	生活環境課 (市役所7階) 36-1535
	飼い犬の登録	犬を飼っていた方	犬を引き続いて飼われる場合は、所有者変更手続をしてください。		
	合併浄化槽	合併浄化槽を使用していた方(名義人)	使用許可を受けていた方(名義人)が、死亡された場合は、合併浄化槽の使用変更手続(名義変更)が必要です。		
	市営住宅	同居者 入居者(契約者)	同居者異動届を提出してください。 退去する場合 同居者が引き続き住む場合	手続については受付窓口にお問い合わせください。	住宅管理課 (市役所10階) 36-1567
	下水道	下水道受益者負担金を納付されていた方 地下水を下水道に排水されている方	受益者・納付書送付先を変更する場合は、手続が必要です。 下水道使用料を使用人数に応じてお支払いいただいている場合は、使用人数変更の手続が必要です。		下水道業務課 (市役所5階) 36-1570
	上下水道	上下水道を使用していた方	使用休止・使用者名義変更・納付書送付先変更・振替口座変更が必要です。	手続については受付窓口にお問い合わせください。	水道お客さまセンター 32-6760 (陸地部) 0897-82-1220 (島しょ部)
	建築課(お知らせ)	市内に土地・家屋を所有されている方	空き家対策事業として、空き家の現況を電子メールでお知らせする 老朽危険空き家除去事業 空き家譲渡所得の特別控除に係る確認書類の交付	手続については受付窓口にお問い合わせください。	建築課 (市役所10階) 36-1566
	森林の土地の所有	所有される方	相続により森林の権利を取得した場合は届出をしてください。	必要なものについては窓口にお問い合わせください。	農林振興課 (市役所8階) 36-1542